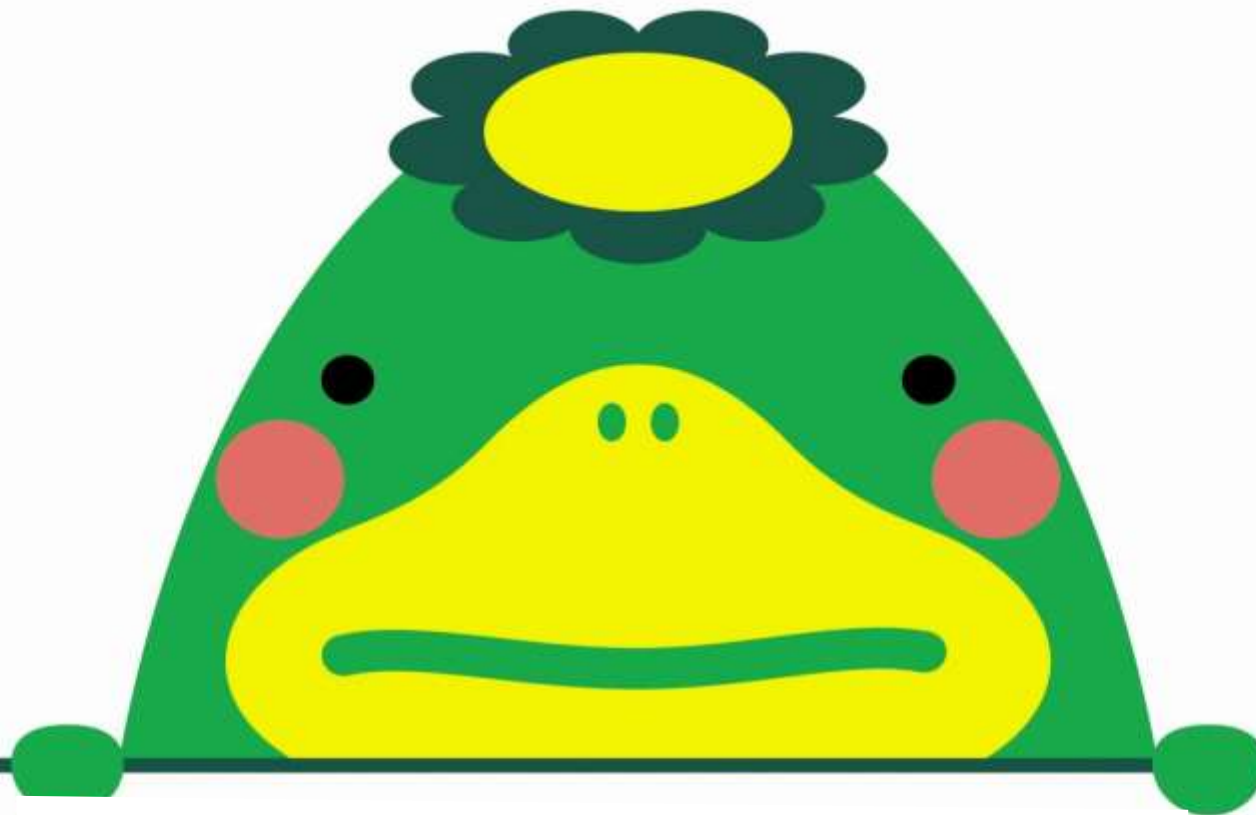




令和7年度
集団指導
(通所・入所・G H)



目次

- 1 就労継続支援(A・B型)について
- 2 施設入所支援について
- 3 共同生活援助について
- 4 就労選択支援について



1 就労継続支援 A 型・B 型について



賃金・工賃に見合う収益の確保

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{利用者に支払う} \\ \hline \text{賃金・工賃} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{生産活動収入} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{生産活動に} \\ \hline \text{係る経費} \\ \hline \end{array}$$

◎生産活動により余剰金が生じる場合は、全て賃金・工賃として支払うこととされているため、生産活動に係る余剰金は原則として生じません。



賃金・工賃に見合う収益の確保

【不適切な事例】

- ・賃金・工賃総額に見合う生産活動収益がない
- ・生産活動収益の全額を賃金・工賃として支払ってない

〈主な確認書類〉

- ・決算書
- ・総勘定元帳
- ・生産活動に係る収入
- ・経費がわかる書類
- ・請負契約先との契約書
- ・賃金・工賃台帳



賃金・工賃に見合う収益の確保

将来にわたって安定的に賃金・工賃を支給するため又は安定的かつ円滑に就労継続支援事業を継続するため、以下の積立金とすることができる。

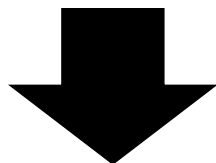
種類	説明	各年度における積立額の限度	積立上限額
工賃変動積立金	将来の一定の賃金・工賃水準を下回った場合に、賃金・工賃を補填することに備える目的で計上する積立金	過去3年間の平均 ※賃金・工賃の10%以内	過去3年間の平均 ※賃金・工賃の50%以内
設備等整備積立金	生産活動に要する設備等の更新又は新たな業種への展開を行うための、設備等の導入に備える目的で計上する積立金	就労支援事業収入の10%以内	就労支援事業資産の取得価額の75%以内

※指定初年度は積立不可、2年度目：前年度の平均、3年度目：前年度+前々年度の平均



利用者の希望や特性を踏まえた就労の機会の提供

利用者の希望や能力を踏まえずに、利用者全員の労働条件を一律に設定するのは、事業趣旨に反するもの



① 利用者の適性、障害特性等を踏まえ、利用者の希望に応じた労働時間や労働日数等での就労が可能となるよう支援を行わなければならない。

② 利用者が一般就労を希望する場合には、利用者が一般就労への移行ができるよう、訓練や支援を行わなければならない。

【不適切な事例】

- ・個別支援計画に、本人が希望する業務内容、労働時間、賃金、一般就労の希望等の記載がない。
- ・体調不良による遅刻を認めない。
- ・本人が一般就労を希望しているにも関わらず、一般就労に向けた支援を行っていない。



施設外就労を実施する要件

- ①施設外就労の総数は、利用定員を超えないこと
- ②施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数の職員を配置すること
- ③施設外就労の提供が、運営規程に位置付けられていること
- ④個別支援計画に施設外就労の内容を盛り込むこと
- ⑤緊急時の対応が可能なこと

【例】人員配置区分 7.5:1 の事業所の場合、
施設外就労に行った利用者が

1～7人の場合 → 生活支援員または職業指導員 1人
8～15人の場合 → 生活支援員または職業指導員 2人



施設外就労を実施する場合の利用人数

施設外就労の利用者と同数の者を主たる事業所の利用者として、新たに受入れることが可能



例: 定員20名の場合

施設外就労で受け入れ可能な利用者・・・1日20名まで。

施設内で受け入れ可能な利用者・・・1日20名まで。



施設外就労における支援の方法

ア.就労先の企業と請負作業に関する契約を締結すること

イ.利用者に対する指導等は事業所が行うこと

⇒施設外就労先の企業から独立して作業を行い、利用者と施設外就労先の企業の従業者が共同で処理してはいけない



施設外就労における支援の方法

【不適切な事例】

- 施設外就労先と請負契約を締結していない
- 施設外就労先に支援員を配置せず、利用者に支援を行っていない
- 施設外就労先での作業について、事業所の支援員を通さず、就労先の企業の従業員が利用者に直接指導等を行っている

〈主な確認書類〉

- 施設外就労先との請負契約書
- サービス支援の記録
- 支援員等の出勤簿
- 賃金・工賃台帳
- 個別支援計画書



在宅でのサービス利用要件

対象者：在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者

- ア 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
- イ 1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成を行うこと。作業活動、訓練等の内容等に応じ、1日2回を超えた対応を行うこと。
- ウ 緊急時の対応ができること。
- エ 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- オ 事業所職員による訪問、利用者の通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。
- カ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。
- キ オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。



在宅でのサービス利用要件

本市が支給決定市町村の利用者が、在宅でのサービス利用を希望する場合は、「就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)における在宅利用に係る届出書」を提出すること

【不適切な事例】

- ・在宅で行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていない
- ・支給決定市町村へ在宅でのサービス利用に係る必要な手続きがなされていない
- ・1日2回の連絡や進捗確認、1週間に1回の評価、月1回の通所又は訪問による達成度の評価がなされていない





就労継続支援A型事業所の 実績報告・経営改善計画について

①「就労支援事業別事業活動明細書」等を決算終了後3ヶ月以内に提出



②生産活動収入から経費を控除した額で賃金を支払えていない事業所は経営改善計画書を作成し提出



③＜1年間の猶予＞

※3年目まで繰り返す



就労継続支援A型事業所の 実績報告・経営改善計画について

④3年目以降は、今後経営の改善が見込まれると認める場合であって、次の一定の条件を満たした場合、計画書を作成し、提出することができます。

次の条件のうちいずれか

計画期間中に事業収入が増加している又は経費が減少し、収益改善が認められる。

利用者の平均労働時間が長くなっている。

利用者に支払う賃金総額が増えている。

生産活動に係る事業の収入額が利用者に支払う賃金総額以上である。

提出済みの経営改善計画に基づく改善の取り組みについて、具体的に実施しており、今後経営改善の見込みがあると久留米市が認めた場合。

⑤＜更に1年間の猶予期間＞



就労継続支援A型事業所の 実績報告・経営改善計画について

【勧告・命令の措置を講じ、指定取消し又は停止の検討】

- ・ 経営改善の見込みがない場合
 - ・ 再計画の結果、指定基準を満たさない場合
 - ・ 経営改善計画書を作成しない場合
 - ・ 経営改善計画書の記載内容に虚偽がある場合
- ※なお、収益改善のために、利用者の退所や賃金の引き下げ等を不当に行っていることがないようにすること

2 施設入所支援について



施設入所支援

地域移行支援の推進

- ①利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、定期的に確認するとともに、相談支援事業所と連携しつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- ②地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。
- ③地域移行等意向確認担当者は、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を個別支援計画の作成に係る個別支援会議に報告しなければならない。

★令和8年3月31日までの間は、努力義務とする。



施設入所支援

地域移行支援に関する加算の新設

地域移行支援体制加算

(1日につき所定単位数に定員の減少数を乗じて得た単位数を加算
利用定員が41人以上50人以下、区分6の場合：9単位／日)

①及び②の双方に該当する場合に算定

- ① 前年度に当該指定障害者支援施設等から退所し、地域生活が6月以上継続している者が1人以上いる場合
- ② ①の状況を踏まえ、翌年度から入所定員を地域移行した人数分減少させている場合

※地域移行促進加算(Ⅰ・Ⅱ)は、地域生活支援拠点に位置付けられていることが要件



3 共同生活援助について



共同生活援助

入院時支援特別加算

ア：長期間にわたる入院または頻回の入院療養が必要な利用者に対し、事業所の従業者が病院を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活の支援の実施

イ：退院後の円滑な生活移行が可能となるよう医療機関と連絡調整を行う

①入院期間3日以上7日未満 561単位

②入院期間7日以上 1,122単位

①を算定するときは、医療機関へ1回以上訪問し、アやイを実施する

②を算定するときは、医療機関へ2回以上訪問し、アやイを実施する

7日以上入院で1回しか訪問できなかったときは、①を算定する。

おなじ月に長期入院時支援特別加算の算定は不可



共同生活援助

長期入院時支援特別加算

ア：長期間にわたる入院または頻回の入院療養が必要な利用者に対し、事業所の従業者が病院を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活の支援の実施（原則1週間に1回以上）

イ：退院後の円滑な生活移行が可能となるよう医療機関と連絡調整を行う

122単位／1日 指定共同生活援助事業所

150単位／1日 日中サービス支援型

76単位／1日 外部サービス利用型

入院期間に応じ、1日につき所定単位数を算定する

1回の入院で最大3か月間まで算定可能

同じ月に入院時支援特別加算の算定は不可



共同生活援助

入院時支援特別加算と長期入院時支援特別加算の組み合わせ

入院期間4月1日～6月10日の場合

4月1日入院 ……加算算定対象外、本体報酬を算定

4月2日、3日 ……加算算定対象外

4月4日～30日 ……1日につき122単位を算定(長期入院時支援特別加算)

5月1日～2日 ……加算算定対象外

5月3日～31日 ……1日につき122単位を算定(長期入院時支援特別加算)

6月1日～2日 ……加算算定対象外

6月3日～9日 ……1, 122単位(1回／月)を算定

6月10日退院 ……本体報酬を算定

※ここで例示したものは、4、5月は長期入院時支援特別加算、6月は入院時支援特別加算を選択した場合。同じ月に両方の算定はできないことを踏まえ、一番効率が良いパターンでいくと、この例の通りとなる。



4 就労選択支援について



就労選択支援とは

令和7年10月より「就労選択支援」が始まります。

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。

令和7年10月以降、**新たに就労継続支援B型事業所を利用希望している者については「就労選択支援」をまず利用しなければなりません。**令和9年4月以降はA型事業所の利用希望者も対象となります。

利用期間は原則1か月となっています。1か月のなかで作業体験を通して、アセスメント、ケース会議、利用者への情報提供等の実施をし、「就労選択支援」利用後の就労に関する意思決定をサポートしていくものになっています。



実施要件について

- 実施主体は、就労継続支援事業所、就労移行支援事業所となっています。
- 「就労選択支援」の指定を受ける前月末から過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用された実績がある事業所が対象です。
- 人員配置は15:1となっており、サビ管は不要となっています。
- その他の具体的な指定要件等については、対象事業所に対し別途ご案内します。



就労選択支援の利用について

